

「ダグラス委員会報告書」提出以前の アメリカ合衆国マサチューセッツ州における技術・職業教育の展開

—1870年代から1900年前後の時期を中心に—

横尾 恒隆*

(2003年3月20日受理)

Tsunetaka YOKOO

Development of Vocational and Technical Education in Massachusetts, U.S.A., before the Submission of the Report of the "Douglas Commission": Focusing upon from 1870s to 1900s

はじめに

近年日本では、高等学校再編の中で職業学科の縮小が進行する一方で、ほとんどが私立学校である専修学校の比重が増大しており、公教育における「職業教育・訓練の比重の低下」¹⁾が進行している。また研究者のなかには、公教育としての職業教育の存在意義に疑問を投げかける議論も見られる。²⁾

これに対しアメリカ合衆国（以下ではアメリカ）では、最初の職業教育連邦補助法であり、「公教育としての職業教育の制度化を促し、職業教育制度の基本を構築」³⁾したといわれるスミス・ヒューズ法制定（1917年）以来、今日でも職業教育の多くの部分は、公費によって維持されているものである⁴⁾。同法は、1906年以降の「職業教育運動」(vocational education movement)——産業教育運動(industrial education movement)ともいう——の展開に刺激されて制定されたものであった。「職業教育運動」については、①マサチューセッツ州において、公教育制度としての職業教育制度確立の必要性を勧告した「産業・技術教育委員会報告書」⁵⁾ (*Report of the Commission on Industrial and Technical Education*, 以下「ダグラス委員会報告書」)の提出、②同年の全米産業教育振興協会(National Society for the Promotion of Industrial Education)の結成がきっかけとなって開始されたと指摘されている⁶⁾。また近年では、この運動のきっかけの一つとなったといわれている「ダグラス委員会報告書」提出の社会的・経済的背景に、①「徒弟制の衰退」と熟練形成をめぐる労使の対抗関係、②公立学校における進級遅滞問題と児童労働の問題があったことも明らかにされている⁷⁾。

しかし「職業教育運動」展開以前のアメリカにおいても、技術教育や職業教育を振興する動きがまったくなかった訳ではなかった。既に1880年代から全米各地で手工教育(manual training)運動が展開され、①初等学校やハイ・スクールにおける手工教育の導入、②手工教育を主たる目的とする手工ハイ・スクール(manual training high School)の設立などの動きが見られた⁸⁾。また「職業教育運動」展開以前から、都市部において私立トレード・スクールが何校も設立されていたことも知られている。⁹⁾

*岩手大学教育学部

また従来から「ダグラス委員会報告書」が手工教育に対し教養的な効果を目的としたものに過ぎないと批判を加えていたことも指摘されている¹⁰⁾。それにもかかわらず先行研究では、「職業教育運動」が、それ以前に存在していた手工教育やトレード・スクールをどのような観点から批判したのかについて明らかにされていないように思われる。またこの運動が展開される以前の技術教育や職業教育の動向についても、手工教育など一部の分野を除いて説明されていないことが指摘される。

この点は、従来から全米レベルの職業教育運動展開の一つのきっかけとなったとされる「ダグラス委員会報告書」が提出され、この運動において重要な位置を占める州の一つであると考えられるマサチューセッツ州についても指摘される。「ダグラス委員会報告書」提出以前の同州における手工教育についてはM・レイザーソン (M. Lazerson) や田中喜美の研究¹¹⁾がある。しかしこれらの研究の対象は主として手工教育に限られ、この報告書提出以前に州の補助金を受けて設立された繊維学校や私立のトレード・スクールなどの教育機関を対象としていない¹²⁾。同様のことは、ボストン市の図画教育や手工教育の発展史を対象としたN・W・リチャーズ (N. W. Richards) やK・D・オーコンネル (K. D. O'Connell) の研究にも当てはまる。¹³⁾

本稿では、「ダグラス委員会報告書」の勧告の主たる特徴の一つが職業教育への公費支出の正当化にあった¹⁴⁾ことに注目し、1870年代以降のマサチューセッツ州の法令、同州教育委員会、ボストン市学務委員会、及び連邦政府労働教育長官年報などの資料を分析し、①公費によるもの（すなわち初等学校における手工教育、加工技術ハイ・スクール、繊維学校、産業学校 (industrial school) の教育)、②私立のトレード・スクールによるものに分けて、教育目的や教育課程編成などの点から、「ダグラス委員会報告書」提出以前のマサチューセッツ州の教育機関において行われていた技術・職業教育の特質を明らかにすることを目的とする。なお本稿で対象とする職業教育の分野は工業のそれを中心とし、農業や商業は対象から外すこととする。

1. 「ダグラス委員会報告書」について

最初に「ダグラス委員会報告書」について簡単に触れておくこととする。この報告書を提出した「ダグラス委員会」——正式名称は「産業・技術教育教育委員会」(the Commission on Industrial and Technical Education)——は、1905年6月に当時のダグラス (W. Douglas) 知事によって、1905年6月に任命されたものであった。同委員会は、①州内の子どもたちの就労状況に関する実態調査、②州内の各都市（すなわちボストンなど12都市）における公聴会の開催の二つの作業を行い、翌1906年4月に州議会に対してその報告書を提出した。¹⁵⁾

この「ダグラス委員会報告書」は、公教育としての職業教育制度確立の必要性を提起し、実際にそのような制度確立のための諸勧告を行った。その具体的な内容は、①職業教育を管轄することを目的とした、既存の州教育委員会から独立した産業教育委員会 (Commission on Industrial Education)、②農業、家庭技芸、加工技術を教育する「独立産業学校」(independent industrial school) の設立、③設立された職業教育機関に対する州の補助金の支出などであった¹⁶⁾。

同報告書は、マサチューセッツ州に公教育としての職業教育制度確立を勧告するに当たり、当時の州内における技術教育や職業教育の状況、すなわち①当時公立学校において行われていた手工教育 (manual training)、②当時私立学校などで行われていた職業教育の状況について批判を加えていた。まず当時公立学校（初等学校、ハイ・スクール）で行われていた手工教育について報告書は、「実際の生活から完全に切り離され」、「産業に関する目的に触れずに行われる、他の知的な努力形態への刺激

——一種の辛子風味、前菜——として有用な教養科目」として位置づけられているのに過ぎないと手厳しく批判していた。また当時州内の私立の教育機関——すなわちマサチューセッツ機械工協会、ボストンYWCA、ボストン女性教育産業連合などの団体が設立した私立学校——において行われていた職業教育に対しても、「産業教育を十分に提供する」のではなく、「それへの要求を示すのに奉仕している」のに過ぎないという消極的な評価を下していた。¹⁷⁾

以下では、当時のマサチューセッツ州内の技術・職業教育の状況に対する「ダグラス委員会報告書」の批判の当否について検討することを意図して、同州及びボストン市の教育委員会年報や連邦政府労働長官『第17年報』（1901年）を用い、当時の手工教育や公立・私立学校における職業教育への評価を裏付ける実態がどのようなものであったかを明らかにする。

2. 公立学校における手工教育の展開

(1) 初等学校等における手工教育の展開

マサチューセッツ州は、「ダグラス委員会報告書」提出以前から、技術・職業教育の振興に熱心な州の一つであった。1870年5月には同州議会が、州内の公立学校で図画教育を必修にするとともに、人口1万人以上の自治体に対し、産業や加工技術に関連した図画教育のための夜間学校設立を義務づける法律を制定した¹⁸⁾。また田中喜美によれば、1880年代以降全米各地で展開された手工教育運動においても、マサチューセッツ州はニューヨーク州などと並び先進的な州の一つであった。¹⁹⁾

これは一つには、初等学校における手工教育の導入という形で現れた。同州の初等学校教育において、最初に手工教育を導入したのは、1878年のグロスター市の公立初等学校においてのことであった。これは、単にマサチューセッツ州内のみならず、全米の初等学校における手工教育実施の最初の例であった。同校の試みは短命に終わったものの、その後継続的に手工教育が行われた事例としては、ボストン市のドウエイト校 (the Dwight School, 1882年) やノース・ベネット通り産業学校 (North Bennett Street Industrial School, 1883年) などのそれを挙げるができる²⁰⁾。その後、1884年に州議会が「手工具の初歩的な使用」を含めた教授を容認するための法律改正を行った²¹⁾ こともあって、同州内の公立学校において、図画、粘土細工、紙工作、木工、裁縫、料理など手工教育に関する科目の教授は拡がっていったといわれる。²²⁾

1890年代の同州の初等学校における手工教育の状況は、同州『教育委員会第59年報』（1896）に掲載された「手工教育：特別報告書」("Manual Training: Special Report") で詳しく知ることができる。それによれば、まず人口4000人～2万人以下の自治体では、男子対象の木工が概ね第5～9学年で、また女子対象の裁縫が第4～8あるいは9学年において教授されていた。これに対し人口2万人以上の都市の場合、それより規模の小さい自治体と比べて内容が豊富となっており、木工、裁縫の他、紙工作（第1～5学年）、粘土細工（第1～2学年）、料理（女子対象、第8、9学年）などが教授されていた。しかし金属加工はほとんど教授されていなかった。²³⁾

金属加工が教授されていないという傾向は、同州最大の都市であるボストン市の場合にも変わりはない。1901年に出された同市学務委員会 (school committee) の「手工教育委員会」報告書によれば、この時期のボストン市の場合、幼稚園と初等級 (primary school) ——当時の8年制あるいは9年制初等学校の下級学年——では、図画、粘土細工、紙工作、裁縫が、また文法級 (grammar school) ——8年制あるいは9年制初等学校の上級学年——では、男子対象のボール紙工作、木工、女子対象

の裁縫、料理が教授されていた。しかし同市でも、他の都市と同様、金属加工は教授されていなかった。²⁴⁾

こうして「ダグラス委員会報告書」提出以前のマサチューセッツ州で行われていた手工教育は、男子対象の木工、女子対象の裁縫、料理を中心としたもので、それに加えて人口2万人以上の都市では低学年対象の紙工作や粘土細工などが加わるといのが、一般的であり、金属加工など生産技術に密接に関連する内容は教授されていなかった。先述のように「ダグラス委員会報告書」が当時行われていた手工教育について「実際の生活から切り離され」、「産業に関する目的に触れずに行われ」ている²⁵⁾と手厳しく批判したのは、上記の手工教育の一定程度実態を反映してのことであった。

しかし同時に指摘しておかなければならないのは、①先述のようにマサチューセッツ州は、手工教育に関してニューヨーク州と並んで先進的な州の一つであったこと、②手工教育は職業教育をめざしていたのではなく、あくまでも普通教育としての技術教育をめざしていたものであることを念頭に置かなければ、手工教育に対する「ダグラス委員会報告書」の評価には少し厳しすぎる面があったことは否定できないであろう。

(2) ボストン加工技術ハイ・スクールの設立

手工教育運動の展開のもとで、初等学校等への手工教育の導入とともに手工ハイ・スクールも全国各地で設立された。この種の学校の先駆的な例としては、当時手工教育運動の理論的な指導者の一人であった、ワシントン大学(セントルイス)の教授C・M・ウッドワード(C. M. Woodward)が1880年に設立したワシントン大学附属手工学校(the Manual Training School of Washington University, 以下「セントスイス手工学校」)を挙げることができる。同校は、トレード・スクール(trade school)のように、特定の手職に関する教育をめざすのではなく、「……物質的生産活動及びその変化に自覚的に対応しそれを支配し得る」「教養ある生産人」の育成を目的にしていた。同時にこの学校は、ワシントン大学の工学部(polytechnic department)への進学準備教育をも目的としたものであった²⁶⁾。その後同様の性格を持つ手工ハイ・スクールは、シカゴ(1884年)、ボルチモア(1884年)、フィラデルフィア(1885年)などの諸都市に設立されていった。²⁷⁾

マサチューセッツ州の場合も、上記の諸都市に遅れてではあるけれども、手工ハイ・スクールに類似した性格をもつ教育機関を設立する動きが出てきた。その一例として、ボストン市における加工技術ハイ・スクール(Mechanic Arts High School)の設立を挙げることができる。同校設立の動きが見られるようになったのは、1889年前後のことであった。この年に出されたボストン市学務委員会の「手工学校年報」("Annual Report of the Committee on Manual Training Schools")²⁸⁾は、セントルイス、シカゴ、クリーブランド、ボルチモア、フィラデルフィアなどの手工ハイ・スクールについての詳細な調査報告(9~19頁)に基づき、ボストン市でのこの種の学校設立の必要性について論じている。同「年報」は、設立されるべき学校の目的として、セントルイス手工学校の場合と同様、特定の職種に関する訓練ではなく、「産業に関する適切な能力」の育成や手労働による「精神的、道徳的訓練」という全人的な発達をめざすことを挙げていた(5~8頁)。

同時にこの「年報」には、設立されるべき加工技術ハイ・スクールの設置計画も掲載されている。そこでは、教育課程編成について、各学年とも週25時間の授業を行い、その内訳を①実習:週10時間、②書物による課業(英語、数学、科学):週9時間、③図画:週4時間、④軍事教練:週2時間とすることが提案されていた(23~25頁)。

諸般の事情からボストン加工技術ハイ・スクールは、当初の予定から遅れて1891年に開校した。開

校から10年ほど経た同校の状況については、1901年にボストン市学務委員会が出した「手工教育委員会年報」("Annual Report of the Committee on Manual Training")²⁹⁾によって知ることができる。

同校は、ボストン市内の「ハイ・スクール」制度の一環として位置づけられ、通常のハイ・スクール・レベルの教育機関——例えば公立ラテン・スクール (Public Latin School) や英語ハイ・スクール (English High School) など——と同様、入学志願者に対して、文法級の修了またはそれと同等の試験に合格することを求めている (52頁)。これは、当時の進級遅滞の状況³⁰⁾を念頭に置くと、この時代としてはある程度高い水準の学歴を求めているといえる。また「ハイ・スクール」制度の一環という点から同校の修業年限も、他のハイ・スクール同様4年間とされていた。

また同校の教育課程編成は、この学校が高等教育機関にも接続する「ハイ・スクール」であることから、最初の手工ハイ・スクールであるセントルイス手工学校の場合と同様、手工教育に関する実習と同時に、既存のハイ・スクールと同様のアカデミック科目を教授していた。同校で教授されたアカデミック科目をみると、当初の計画に見られた英語、数学、科学に加えて、近代外国語 (フランス語、ドイツ語)、歴史 (一般歴史、合衆国史及び公民) を教授していた。また数学については代数、平面幾何、立体幾何、三角法が、また科学については物理、化学が教授されており、古典語 (ラテン語、ギリシア語) は教授されていなかったものの、それ以外の教科目については既存のハイ・スクールと同様のものが教授されていたと見ることができる (58~60頁、表1参照)。

また実習に関しても、一つの職種に関する実習に専念するトレード・スクールとは異なり、セントルイス校の場合と同様、木工、大工、木工旋盤及び木型製作、鍛造、機械工作の様々な種類の実習を経験させる方針が取られていた。また実習の時間数が授業時間数全体に占める割合を見ても、第1学年：週25時間中10時間、第2学年：週27 $\frac{1}{2}$ 時間中10時間、第3学年：27 $\frac{1}{2}$ 時間中5時間、第4学年：37 $\frac{1}{2}$ 時間中10時間と半分をかなり下回っており (58頁、61~69頁)、これは「ダグラス委員会報告書」提出後、州内各地に設立されたトレード・スクールや産業学校——これらの教育機関の場合には、実習の授業時間数が半分以上を占めることになる——よりもかなり少ないものであった。

1900~1910年代になると、ボストン加工技術ハイ・スクールが行っていた教育に対しては、余りにも「アカデミック」であり、実用的ではないとの批判が出されることになった。「ダグラス委員会報告書」に掲載された「子どもと産業の関係に関する小委員会」(Sub-Committee on the Relation of Children to the Industry) の報告書は、この種の学校が「手職 (trade) の要求に対応していない」と批判することになる³¹⁾けれども、このような批判も、上記のような同校の教育課程編成を見るならば、容易に理解できよう。さらに1908~1912年に、州教育委員会の職業教育担当州教育長官補佐を務めたほか、その後全米産業教育振興協会 (NSPIE) の事務局長などとして全米レベルの職業教育運動の指導者としても活躍することになるプロッサー (Charles A. Prosser) は、1910年にコロンビア大学に提出した学位論文で、同校の教育課程が、「余りにも抽象的」で、産業に関する「実際的な経験から余りにもかけ離れている」と厳しく批判して、同校の教育課程を実際の産業に関する準備を与えるものに変更することを勧告した³²⁾。実際にプロッサーの提言は実行に移され、同校の教育課程からについては、より実際的な性格のものに変更されることとなる。³³⁾

アカデミック科目	週当たりの時数	月数	加工技術	週当たりの時数	月数
第 1 学年					
代 数	5	10	図 画	5	10
一 般 歴 史	2 1/2	10	大 工	10	7
英 語	2 1/2	10	木 彫 り	10	3
第 2 学年					
代 数	2 1/2	10	図 面	2 1/2	10
平 面 幾 何	5	10	木工旋盤及び		
合 衆 国 及 び 公 民	2 1/2	10	木 型 製 作	10	5
英 語	2 1/2	10	鍛 造	10	5
フ ラ ン ス 語	2 1/2	10			
第 3 学年					
立 体 幾 何	5	5	図 画	2 1/2	10
平 面 幾 何	5	5	機械工の作業		
物 理	2 1/2	10	——主として		
化 学	5	10	手工具	5	3
英 語	2 1/2	10	主として		
フ ラ ン ス 語	5	10	工作機械	5	7
第 4 学年					
三 角 法			図 画	2 1/2	10
物理, 測量, 及び航海術への応用	2 1/2	10	機械工作実習		
物 理, 実 験 室 での 課 業	2 1/2	10	及 び	10	10
化 学	5	10	プロジェクト		
代 数	2 1/2	10	——前年度の		
英 語	2 1/2	10	実習を含		
フ ラ ン ス 語	5	10	む。		
ド イ ツ 語	5	10			

表1 ポストン加工技術ハイ・スクールの教育課程 (1901年当時)

("Annual Report of the Committee on Manual Training", Boston, *School Document*, no.4, (1901), p.58).

3. 技術教育や職業教育を目的とする公立教育機関

(1) 繊維学校

つぎに1890年代にマサチューセッツ州に設置された繊維学校 (textile school) についてみることにする。連邦政府労働長官『第17年報』(Seventeenth Annual Report of the Commissioner of Labor, 1901)³⁴⁾ は、この種の教育機関設立の社会的・経済的な背景として、当時ヨーロッパ諸国の繊維製品に対抗するという経済的な要求があり、これらの諸国において繊維学校の活動が繊維製品生産の技術を支えているとの認識もあったと指摘している(132~133頁, 139~140頁)。

マサチューセッツ州は、繊維学校の設立という点でも、全米のなかで先進的な役割を果たした州の一つであった。1895年、同州の繊維産業関係者の運動により、州議会は、450,000錘以上の紡績機械を有する諸都市に、繊維学校を創立する権限を与え、25,000ドルの州補助金を支出する法律を制定した³⁵⁾。これを受けて当時繊維産業が盛んであったローウェル(1897年)、ニューベッドフォード(1899年)、フォールリバー(1904年)の各市に、相次いで繊維学校が設立された³⁶⁾(133頁)。

次に、同州で最初に設立されたローウェル繊維学校(Lowell Textile School)を中心に、①目的、②入学要件などの制度的な側面、③教育課程編成などの点から、繊維学校の特質を明らかにする。同校は、職工養成を目的とするトレード・スクールではなく、「技術に関する最も高い知識を持つ人々」、すなわち製造業者、技術者、発明家などを養成する「技術学校」(technical school)として設立された。

「技術学校」という同校の性格は、教師の構成にも現れていた。当時既に存在していたトレード・スクールの場合、教師の多くは教授される職務に関する職工やフォアマンなどであった場合が多かったけれども、ローウェル繊維学校の場合、教師の中には、実務経験を持つ人々を含めて、マサチューセッツ工科大学、ブラウン大学など高等教育機関の卒業生、さらにはイギリスやフランスの学校で教育を受けた人々が少なからず含まれていた(140~141頁)。

また「技術学校」という性格から同校は、一定水準の学力を入学者に求めていた。1900年前後の段階では同校の昼間課程について、入学に必要な学歴は明示されず、「適切な資格」を示すことか、「算術」「英語」「地理」「代数」の入学試験に合格することとされていた(144頁)。入学試験の詳細な内容は不明であるけれども、試験科目に「代数」が含まれていたことから、志願者に求められる学力の基準は、当時の初等教育修了程度よりはやや高めに設定されていたのではないかと推測される(事実1910年頃には、同校の入学要件は、ハイ・スクール卒業程度とされるようになっていた³⁷⁾)。

次に昼間課程の教育課程(表2参照)について検討する。昼間課程の修業年限は3年間とされ、この課程では、一般化学、フリーハンド画、製図などの一部の科目を除き、一般教育科目は教授されず、ほとんど繊維産業に関する科目のみが教授されていた。この課程では、入学後の半年間は、全生徒に対して共通の内容(すなわちデザイン構成、布の分析、機構の要素、製図、一般化学、手機、布の構成、一般化学、フリーハンド画などの科目)が教授されていた。また第1学年後半から「綿工業」「羊毛工業」「デザイン」「化学と染色」「機織り」という課程に分かれ、それぞれの課程に即した科目が教授されるようになっていた(143~144頁)。

同繊維学校が「技術学校」であったことは、個々の科目名からもわかる。同校では、実習を重視することが方針とされていたものの、教授されている科目名を見ると、各課程で共通に教授されている「一般化学」や「応用力学」、「綿工業」課程でみられる「繊維の化学と染色」「布の分析」、「化学と染色」課程の「上級無機化学」「有機化学」など、座学の要素が強いと考えられる科目名も少なからず見

学年・学期	科目名
第1学年, 第1学期 (全課程共通)	デザインの構成, 布の分析, 機構の要素, 製図, 布の構成, 手機, 一般化学, 及びフリーハンド画。
綿工業課程	
第1学年, 第2学期	綿の繊維, 繊維の顕微鏡検査, デザイン構成, 布の分析, 機構の要素, 手機, 一般化学, 及びフリーハンド画。
第2学年	綿の扱い, 機械製図, 織物の化学と染色, デザイン, 手機, 応用力学, 縦糸の準備, 機織り, 及び布の分析。
第3学年	綿の扱い, 機織り, 編み機, デザイン, 工場の工学, 及び論文。
羊毛工業課程	
第1学年, 第2学期	羊毛の繊維, 繊維の顕微鏡検査, デザインの構成, 布の分析機構の要素, 手機, 一般化学, 及びフリーハンド画。
第2学年	羊毛及び梳毛紡績, 機械製図, 機織り, 織物の化学と染色, 布の分析, 応用力学。選択: 羊毛紡績と綿紡績。
第3学年	デザイン, 上級の課業, 工場の工学, 機織り, 及び論文。選択: 装飾芸, 羊紡績及び綿紡績。
デザイン課程	
第1学年, 第2学期	デザインの構成, 布の構成, デザインのスケッチ, 製図, 機構の要素, 布の分析, 手機, フリーハンド画, 及び一般化学。選択; 羊毛紡績と綿紡績。
第2学年	デザインの構成, 布の分析, デザインのスケッチ, 及びジャガール織りの作業, 装飾的な芸, 織物の化学及び染色, 布の構成, 手機, 機織り, 及び応用力学。選択: 羊毛・梳毛紡績と綿紡績。
第3学年	デザイン, 上級の課業, 工場の工学, 機織り, 及び論文。選択: 装飾的な芸, 羊毛・梳毛紡績, 及び綿紡績。
化学と染色課程	
第1学年, 第2学期	一般化学, 化学量論的平衡, 機構の要素, 布の分析, 定性分析, 製図, デザイン, 手機。
第2学年	織物の化学と染色。化学哲学, 応用力学, 上級無機化学, 及び有機化学。選択; デザインと機織り。
第3学年	定量分析, 工業化学, 上級の織物の化学と染色, 染色検査, 顕微鏡による検査, 及び論文。選択: 機織りと工場の工学。
機織り課程	
第1学年, 第2学期	デザインの構成, 布の分析, フリーハンド画, 機構の要素, 布の構成, 手機, 製図, 及び一般化学。選択: 羊毛紡績, 綿紡績, 及び機織り。
第2学年	デザインの構成, 布の分析, 装飾的な芸, 織物の化学と染色, 応用力学。布の分析, 手機, 織機の製作及び機織り。選択: 羊毛・梳毛紡績及び綿紡績。
第3学年	織物の構成, 布の分析, 織機の機構の分析, 機織り, 工場の工学, 布の構成, 手機及び論文。

表2 ローウェル繊維学校の教育課程編成(1901年当時)

(Seventeenth Annual Report of the Commissioner of Labor, Government Printing Office, Washington D. C., (1902), pp.143~144)

られた。また最終学年では、卒業に先立ち、独創的な調査・研究に基づく論文を提出することも求められていたことも、「技術学校」としての同校の性格を示すものであるように思われる(143~145頁)。

なお同校は、州の補助を受けていたとはいえ、マサチューセッツ州の住民である生徒からは年間100ドル、それ以外の生徒からは年間150ドルの授業料を徴収していた(145頁)。当時繊維工場で働く16歳以下の年少労働者の賃金が、入職時で週当たり3.5~8.0ドルであった³⁸⁾ことを考えると、この金額は、この当時としてはかなり高額なものであったと考えられる。同校設立当初労働組合員の中には、この学校が金持ちや製造業者等の息子たちを教育するためのものになってしまうと理由から、その設立に反対する動きがあったと指摘されている(148頁)。しかしこの授業料の額を見る限り、一概にそのような反応を一面的なものだということはできないであろう。

同校には、日中工場で労働している織工、紡績工、機械工を対象とした夜間課程も併設されていた。この夜間課程は、昼間課程のように完全な3年間の課程を修了するというものではなく、修業年限が短期間の課程も含まれていた。しかし夜間課程も、昼間課程と同様、「技術学校」としての性格には変わりがなかった。なおこの課程も、昼間課程よりは低廉であるものの、生徒から授業料を徴収していた(145~146頁)。

以上のように繊維学校には公費が支出されたとはいえ、繊維産業の経営者や技術者を養成する「技術学校」としての性格を色濃く持っており、「職業教育運動」で設立が求められることになる職業教育機関(トレード・スクールや産業学校)とは性格の異なる教育機関であったとみることができる。

(2) 公立の産業学校、図画学校

先述のようにマサチューセッツ州では、1870年に、公立学校で図画教育を必修にし、同時に人口1万人以上の自治体に対し、産業や加工技術に関連した図画教育を行うための夜間学校設置を義務づける法律が制定された。また1872年には、各自治体に公立学校制度の一環として産業学校を設立し維持する権限を与える法律が制定された(以下1872年法)³⁹⁾。これらの動きを反映して、「ダグラス委員会報告書」提出以前に、職業教育や図画教育を行うことを目的として公立の教育機関が設置されていたことが、先述の連邦政府労働長官『第17年報』の記述からわかる。

この種の教育機関の一つとして、スプリングフィールド市の公立学校に併設された無償図画・手職クラス(Free Evening and Trade Classes)を挙げることができる。同クラスは週に1~2回夜間に授業を行うもので、同市の住民に対しては無償とされていた。そこでは①フリーハンド画、②製図、③工具製作及び機械工作実習、④鉛管業のクラスが設置されていた。これらのうち製図のクラスでは、機械工などの職務に就いている人々に製図の原理を教授することを目的としたもので、このクラスでは、投影法などの他、機械製図や建築製図などの内容が教授されていた(208~209頁)。

また同校の工具製作及び機械工作実習のクラスでは、①カリパス、ゲージ、及びマイクロメーターのような簡単な測定用工具の製作、②ツイストドリル、リーマー、フライス、タップ、ダイスなどの簡単な工具の製作、③標準的なゲージ類の製作、④治具、型板、ポンチ、ダイス等の製作が教授されていた(209頁)。「ダグラス委員会報告書」は、同校が、州内の各自治体に公立産業学校の設立の権限を与えた1872年法のもとで設立された唯一の産業学校であったと指摘している⁴⁰⁾。しかし1899~1900年度の時点で、①同校の教師6人のうち3人が製図とフリーハンド画の教師であり、また②製図(147人)と図画(73人)のクラスの生徒数が、工具製作及び機械工作実習(32人)、鉛管業(19人)のそれを上回っていた(210頁)ことを見ると、この学校は、図画や製図教育に重点を置いていたと見ることができる。

また先述のように州内の公立学校で図画教育を必修にする法律が1870年に制定されたのを受けて、図画教員を養成することを目的として、1873年ボストン市にマサチューセッツ技芸師範学校 (Massachusetts Normal Art School) が設立された。しかし1900年頃の時期におけるクラス毎の在籍者数をみると初等図画 (96人) や美術的な絵画について教授するクラス (80人) が、投影法や機械製図、建築製図を教授するそれ (15人) を圧倒的に上回っており、産業や技術に関する製図教育としての同校の役割は、必ずしも大きなものではなかったといえる (271~274頁)。

このほかボストン市やローウェル市には、公立夜間図画学校が設置されていた。これらの都市のうち、ボストン市の公立夜間図画学校 (Public Evening Drawing Schools) では、週3回夜間に授業が行われ「フリーハンド画及び装飾的なデザイン」「機械製図と建築製図を含む容器画」「船舶の製図」「粘土による模型製作」の課程が設置されていた (274~278頁)。しかしこれらの学校はあくまでも図画や製図教育を目的にしたものであり、工業教育機関とはいえないものであった。

こうして「ダグラス委員会報告書」提出以前には、公立の教育機関としていくつかの図画学校は設立されていたものの、公立産業学校については、「ダグラス委員会」がスプリングフィールドのものが唯一だったと指摘しておりまた、労働長官『第17年報』も、当時同州内の公立産業学校として、スプリングフィールドのもののみを挙げており、州内の自治体公立に産業学校設立の権限を認めた1872年法のもとで設立された公立産業学校は極めて少ししか設立されなかったと見ることができる。

その意味で「ダグラス委員会報告書」が、各自治体に産業学校を設立し維持する権限を与える1872年法の影響が少なかったと指摘したのは、当時の公立職業教育機関の実態を反映したものであったといえる。しかし一方で、一部の都市に、公立夜間図画学校が設立され、工業に関する図画や製図に関する教育が行われていたことは、過小評価すべきではないであろう。

5. 私立トレード・スクール

公立の繊維学校、産業学校、夜間図画学校に加えてマサチューセッツ州内では、1900年前後の時期に、宗教団体や慈善団体などによって設立された私立トレード・スクールが何校か存在していた。以下では先述の労働長官『第17年報』に基づいて、これらの学校の特徴を、①目的、②入学要件、③教育内容などの点から明らかにする。

(1) ノースエンド連合トレード・スクール

このノースエンド連合トレード・スクール (ボストン, North End Union Trade School) を設立したノースエンド連合は、1892年に設立された団体で、キリスト教のプロテスタントの一派であるユニテリアン派の教会の代表者たちによって構成されたものであった。同校では、鉛管業、印刷、ドレス製作の教授が行われていた。この学校の入学要件については、先に触れた加工技術ハイ・スクールや繊維学校の場合とは異なり、志願者の学歴や学力に関する要件は特に指定がなく、①一定年齢に達していることと、②訓練される職種によっては、その職業に従事していることが挙げられていた。これらの要件のうち①については、鉛管業と印刷の場合に17歳以上、ドレス製作については18歳以上とされていた。また②については、鉛管業と印刷の場合、その職業に従事していることが入学志願者に要求されていたが、ドレス製作についてはそのことは特に要求されていなかった。この学校は、教師の数や生徒数の点から見ると、比較的小規模なものであった。まず教師の数をみると、各職種毎に1名ずつで合計3名であった。また生徒数 (1900年度) をみても、鉛管業は33名であったけれども、そ

れ以外の職種は、印刷業：8人、ドレス製作工：3人と極めて少ないものであった。なお同校は、私立学校であることもあって、先に触れた織維学校よりは低廉であったけれども、鉛管業：10ドル、印刷学校：10ドル（15週間）、ドレス製作：25ドル（9ヶ月間）という授業料を徴収していた（61～65頁）。

(2) マサチューセッツ機械工慈善協会トレード・スクール

マサチューセッツ機械工慈善協会トレード・スクール（ボストン、Massachusetts Charitable Mechanic Association Trade School）は1900年に設立され、煉瓦積み、大工及び鉛管業の3種類の職種に関する教育を行っていた。同校が授業を行う時間帯は、夜間のみであり、それも週3回に限られていた。この学校もやはり1学期あたり15ドルの授業料を徴収していた。同校の入学要件をみると、やはり学歴等の指定はなく、①17歳以上であること、②英語の読み書き、算術、分数、及び利息に関する簡単な規則に関する知識をもつこと、③信頼できる2人の市民による身元保証のあることの3点が挙げられていた（65～66頁）。

(3) ボストン孤児院・農場学校及びノース・ベネット産業学校

このほか、ボストン孤児院・農場学校（Boston Asylum and Farm School）は、10～14歳の孤児の少年に対して、文法級の教育及び職業教育を施すことを目的とした学校で、大工、鍛冶、印刷、農業、船舶機関学、音楽（バンドミュージシャン養成のためのもの）、水先案内などの職種に関する教育を行っていた（84～86頁）。また貧民の子どもたちに対して、普通教育と手工教育を施すことを目的として設立され、州内そして全米レベルでも最も早い時期に手工教育を開始したことで知られるノース・ベネット通り産業学校⁴¹⁾では、1897年度から開始された特別課程で、職業教育としての性格をもつ教育として、木彫りと石工に応用できる粘土による塑像製作を教授していた（171頁）。

(4) YMCA学校の「設計」及び「技芸」課程

さらにボストンのYMCA（キリスト教青年会、Young Men's Christian Association）学校の「設計」及び「技芸」の課程では、様々な分野の製図工養成を目的として、初歩的な図画、製図及び建築製図、機械設計、造船学、レタリング、フリーハンド画、産業デザイン及び看板描きなどの科目を教授していた（214～218頁）。この学校における授業内容は、あくまでも図画、製図、設計に関するものであり、実際に生産物を製造する工程に関する教育は行われていなかった。

(5) 企業立学校

なお同州内には、企業が労働組合に対抗して子飼いの熟練労働者を養成する目的で設立した企業立学校も存在していた。同州のウェスト・リン(West Lynn)にあったジェネラル・エレクトリック社（General Electric Co.）のそれは、15歳以上で文法級あるいはそれと同等の教育を受けた者を対象とし、器具製作工、機械工、工具及びダイス製作工、鋳型工、蒸気機関取り付け工、木型工、検査工の養成を目的とし、修業年限は職種により $1\frac{1}{3}$ ～3年間であった⁴²⁾。この種の学校は、①私的な企業によって設立されたものであり、②その企業の従業員を教育・訓練することのみを目的とするという意味で、公的な性格をもつものではなかったといえることができる。

(6) 女子対象の私立トレード・スクール

なお当時マサチューセッツ州内にあった女子対象のトレード・スクールとして、連邦政府労働長官『第17年報』は、①キリスト教女子青年会（YWCA）学校（ボストン，Young Women's Christian Association School）（111～115頁），②女性教育・産業連合学校（ボストン，Women's Educational and Industrial Union School）（115～118頁）などの教育機関を挙げている。これらの学校も、宗教団体や慈善団体が設立したもので、家事、ドレス製作、婦人帽製作についての教授を行っていたものの、教師の数（2～3人）、生徒数（40～50人程度）の点でもそれほどの規模とはいえない教育機関であった。

以上、「ダグラス委員会報告書」提出以前の時期に、マサチューセッツ州内で設立されていた私立トレード・スクールについてみてきた。これらの教育機関については、①ボストン市に偏在しておりまた、②宗教団体や慈善団体によって設立される慈善的な性格のものが多かったほか、③教員数や生徒数の点から見て小規模なものが多く、当時の職業教育への要求に応えるものではなかったとみることができる。またこれらの機関の中には授業料を徴収するものも少なからずあった。「ダグラス委員会報告書」は、当時同州内にあった私立の職業教育機関、とりわけ宗教団体や慈善団体が設立したそれについて、「産業教育を十分に提供する」のではなく、「それへの要求を示すのに奉仕している」⁴³⁾のに過ぎないという消極的な評価しかせず、公費による職業教育制度設立を勧告した一つの背景には、これまでみてきた私立トレード・スクールにおける職業教育の状況もあつたと見ることができる。

まとめ

本稿では、マサチューセッツ州教育委員会、ボストン市教育委員会、連邦政府労働教育長官年報などの資料を分析し、①公費によるもの、②私立の教育機関によるものに分けて、教育目的や教育課程編成などの点から、「ダグラス委員会報告書」提出以前のマサチューセッツ州における技術・職業教育の特質を明らかにすることを目的とした。

先述のように1906年に提出された「ダグラス委員会報告書」は、マサチューセッツ州において公教育としての職業教育制度確立を提起するに当たり、①当時の公立学校における手工教育、②私立トレード・スクールにおける職業教育に対して厳しい評価をしていた。

しかし同州は、同報告書提出以前から、技術教育や職業教育に関する立法措置などの点でこの種の教育の振興に熱心な州の一つであり、この州では、①初等学校等における手工教育の導入、②加工技術ハイ・スクール、繊維学校、夜間図画学校の設立などもなされており、この種の教育に対する「ダグラス委員会報告書」の批判には、厳しすぎる面もあつたことは否定しがたい。

けれども当時の同州における技術・職業教育に対する「ダグラス委員会報告書」の批判は、根拠のないものではなかった。まず公費で行われる技術教育や職業教育のうち、初等学校における手工教育に関しては、紙工作、粘土細工、木工、裁縫、料理などが教授されていたものの、金属加工など近代工業の技術の基礎となる内容は含まれていなかった。また手工ハイ・スクールとしての性格をもつボストン加工技術ハイ・スクールは、職業教育機関としての性格をもつものではなかった。さらに州の補助金を得て設立された繊維学校も、職工養成を目的にしたトレード・スクールではなく、繊維産業の経営者や技術者を養成する「技術学校」という性格の強いものであつた。そのほか1872年には州内の自治体に産業学校設立を認める法律が制定されたにもかかわらず、実際にはこの種の教育機関は極

めて僅かしか設立されてかった。

一方当時、宗教団体や慈善団体によって私立トレード・スクールが同州に何校も設立されていたけれども、それらはあくまでも慈善的なものであり、公共的な性格をもつものとはいえなかった。また教員数や生徒数の面から見て、規模が小さいものも多かったことも否定できない。こうして「ダグラス委員会報告書」提出以前のマサチューセッツ州の場合、①公費による手工教育や加工技術ハイ・スクールの教育は、実際の手職につくための準備を行う教育であるとはいえず、②一方私立トレード・スクールは、慈善的な性格のものが多いだけでなく、小規模なものがほとんどであり、職業教育への要求に対応することのできるものではなかった。

そのような意味で「ダグラス委員会報告書」による当時の公立学校の手工教育や私立トレード・スクールの職業教育の状況に対する厳しい評価には、当時の州内の技術教育や職業教育の実態を反映していた面があったことは事実である。同報告書が公費によって維持される職業教育制度確立を提案した⁴⁴⁾のは、このような状況の下であった。同報告書提出後、マサチューセッツ州では、それを設立した自治体の住民に対しては無償とされた職業教育機関が続々と設立され、同州は公教育としての職業教育制度確立において先駆的な役割を果たしていくこととなる⁴⁵⁾。

(注)

- 1) 佐々木英一『ドイツにおける職業教育・訓練の展開と構造』風間書房(1997年), 4頁。
- 2) 小玉重夫『教育改革と公共性』東京大学出版会(1999年)は、「公教育としての学校の機能」を「市民形成に限定する方向性」で検討する必要性があると論じ、「中等教育における普通教育と職業教育との関係」については、「この視点から根本的に見直す必要性がある」と主張している(同上書, 222頁)。
- 3) 田中喜美『技術教育の形成と展開——米国技術教育実践史論』多賀出版(1993年), 199頁。
- 4) アメリカの場合, 中等段階の職業教育は圧倒的に公立の教育機関で行われている。(E. Gralambos, *Issues in Vocational Education*, Southern Regional Education Board, Atlanta, p.4)。なお中等後段階の職業教育プログラムに在籍している生徒数の割合も生徒数の割合も, 公立教育機関:71%, 私立教育機関:29%と公立教育機関の方が大きくなっている(K. Levesque, M. Premo, R. Vergun, *Vocational Education in the United States: The Early 1990s*, U. S. Department of Education, Office of Educational Research and Improvement, U. S. Department of Education, Washington D. C., (1995), p.23.)
- 5) *Report of the Commission on Industrial and Technical Education*, Columbia University, Teachers College, (New York, 1906).
- 6) C. A. Bennett, *History of Manual and Industrial Education: 1870 to 1917*, Chas A. Bennett Co., Inc., (Peoria, Ill, 1937), pp.507-552 ; L. S. Hawkins, C. A. Prosser, J. C. Wright, *Development of Vocational Education*, American Technical Society, (Chicago, 1951) ; E. A. Krug, *The Shaping of American High School : 1880-1920*, The University of Wisconsin Press, (Madison, Wis, 1969), pp.217-248.
- 7) 「ダグラス委員会報告書」の歴史的意義を, 当時の熟練形成をめぐる労使の対抗関係という点から解明した研究として, 木下順『アメリカ技能形成と労使関係』ミネルヴァ書房(2000年)を, また同報告書の教育史的意義を当時の公立学校における進級遅滞問題及び児童労働問題という観点から明らかにしたものとして, 拙稿「アメリカ合衆国マサチューセッツ州における公教育としての職業

教育制度の形成」『日本の教育史学』第44集（2001年10月）を挙げる事ができる。

- 8) 1880年前後からの手工教育運動の展開過程については, Bennett, *op. cit.* pp.310-462 ; 田中喜美, 前掲書, 47~198頁に詳しい。
- 9) 職業教育運動の開始以前に設立されていたトレード・スクールについては, Bennett, *op. cit.* pp.507-513 を参照されたい。
- 10) *Ibid.*, pp.513-517 ; Krug, *op. cit.*, pp.219-220 ; M. Lazerson, *Origins of the Urban School : Public Education in Massachusetts 1870-1915*, Harvard University Press, (Cambridge, Mass, 1971), pp.142-154 ; 拙稿, 前掲論文, 194~199頁。
- 11) Lazerson, *op. cit.*, pp.74-131 ; 田中喜美, 前掲書, 121~138頁。
- 12) 繊維学校については, 木下順, 前掲書, 228~229頁に触れられている。ただこの研究は, 経済史研究の立場からのものであり, この種の教育機関の目的や教育課程編成などには触れていない。
- 13) 「ダグラス委員会報告書」提出以前のボストン市における図画教育と手工教育の展開については N. W. Richards, *Who's in Control? : Industrial Education in Boston Public Schools, 1870-1920*, Unpublished Doctoral Dissertation, Boston College, (1976) ; K. D. O'Connell, *Industrial Education in Boston, 1870-1920*, Unpublished Doctoral Dissertation, University of Wisconsin (1975) が詳しい。
- 14) 「ダグラス委員会報告書」が職業教育への公費支出を正当化する論理を展開をしたことの教育史的意義については, 拙稿, 前掲論文, 194~198頁を参照されたい。
- 15) *Report of the Commission on Industrial and Technical Education, op. cit.*, pp.1-2.
- 16) *Ibid.*, pp.21-24.
- 17) *Ibid.*, pp.14-17.
- 18) Commonwealth of Massachusetts, "An Act Relating to Free Instruction in Drawing", Statutes of 1870, Chap. 248.
- 19) 田中喜美, 前掲書, 125~136頁。
- 20) 同上書, 126~127頁。
- 21) Commonwealth of Massachusetts, Public Statutes of 1884, Chap. 44.
- 22) Commonwealth of Massachusetts, *Fifty-Ninth Annual Report of the Board of Education : 1894-1895*, (1896), p.369.
- 23) *Ibid.*, pp.366-386.
- 24) "Annual Report of the Committee on Manual Training", Boston, *School Document*, no.4, (1901), pp.3-13. なおボストン市の手工教育の発展には, スウェーデンの工作教育であるスロイドのアメリカへの紹介した人物の一人であるラーソン (G. Larson) も寄与していた (Lazerson, *op. cit.*, p.103 ; 田中喜美, 前掲書, 139~169頁)。
- 25) *Report of the Commission on Industrial and Technical Education, op. cit.*, p.14.
- 26) セントルイス手工学校については, C. M. Woodward, *The Manual Training School*, (1887), reprint edition, Arno Press Inc., (New York, 1969) ; Bennett, *op. cit.* pp.347-362 ; 田中喜美, 前掲書, 71~120頁が詳しい。
- 27) Bennett, *op. cit.*, pp.373-376.
- 28) "Annual Report of the Committee on Manual Training Schools", Boston, *School Document*, no.15, (1889).

- 29) "Annual Report of the Committee on Manual Training", (1901), *op. cit.*, pp.33-69.
- 30) 当時のアメリカの公立学校における進級遅滞問題については、田中喜美，前掲書，218～221頁を参照されたい。なおボストン市の場合1910年の時点で見ても，初等学校第1学年に正規の年齢である6歳で在籍している者の数と，第8学年に正規の年齢である13歳で在籍している者のそれを比較すると，後者は前者の約1/3に減少していた（拙稿，前掲論文，193頁参照）。
- 31) "Report of the Sub-Committee on the Relation of Children and Industry", in *Report of the Commission on Industrial and Technical Education, op. cit.*, p.90.
- 32) C. A. Prosser, *A Study of the Boston Mechanic Arts High School*, Teachers College, Columbia University, (New York, 1915), pp.28-46.
- 33) "Course of Study for the Mechanic Arts High School", Boston Public Schools, *School Document*, no.7, (1915).
- 34) *Seventeenth Annual Report of the Commissioner of Labor*, Government Printing Office, Washington D. C., (1902). 以下では，この報告書については本文中で頁数を記すことにする。
- 35) Commonwealth of Massachusetts, "An Act Relative to the Establishment of Textile Schools", Acts, 1895, Chap. 475.
- 36) 木下順，前掲書，228～229頁。
- 37) E. H. Reisner, "A Descriptive List of Trade and Industrial Schools in the United States", *NSPIE Bulletin*, no.11, (1910), p.54.
- 38) Lazerson, *op. cit.*, p.144.
- 39) Commonwealth of Massachusetts, "An Act to Authorize Cities and Towns to Establish Industrial Schools", Statutes of 1872, Chap. 86.
- 40) *Report of the Commission on Industrial and Technical Education, op. cit.*, pp.12-13.
- 41) 同校については，Lazerson, *op. cit.*, pp.115-124 に詳しい。
- 42) U. S. Commissioner of Labor, *25th Annual Report*, Government Printing Office, (Washington D. C., 1910), pp.167-169 ; 木下順，前掲書，300～307頁。
- 43) *Report of the Commission on Industrial and Technical Education, op. cit.*, p.17.
- 44) 拙稿，前掲論文，194～198頁。
- 45) 拙稿，前掲論文，199～200頁。拙稿「1900～10年代アメリカ合衆国マサチューセッツ州における公教育としての職業教育の展開」『産業教育学研究』第33巻第1号（2003年1月）。